

長崎労働局長（当局）は、平成 30 年 7 月 12 日（木）全労働省労働組合長崎支部執行委員（全労働長崎支部）と職員の勤務条件等に係る交渉を行った。

交渉の概要は以下のとおりである。

全労働長崎支部

1 賃金の改善等について

給与は、労働条件の基本となるもので、職員の生活と健康を守るため、地域間・世代間の賃金抑制の改善について、関係機関に要望していただきたい。

2 労働行政体制の拡充について

政府の重要政策である「働き方改革」への対応等、労働行政の役割に相応しい体制確立のため、非常勤職員を含め、労働行政職員を増員するよう関係機関への働きかけをしていただきたい。

3 労働基準監督署の組織・業務改革について

平成 30 年度の労働基準監督署における組織・業務改革が行われた結果、監督署の労災部署を中心に過重労働となっており、早急に問題の解決を図っていただきたい。

4 労働時間・休暇制度の改善について

勤務時間管理の適正化を図るとともに、超過勤務を縮減するため、業務改善等を行っていただきたい。

5 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定と均等待遇などの法制度・諸規定を整備していただきたい。

また、専門的知識を有した期間業務職員については、年数、契約更新回数などによる「公募規定」を見直され、勤務の実績による能力が実証されるよう、関係機関へ働きかけていただきたい。

当局

1 賃金の改善等について

賃金は、職員とその家族の生活に多大な影響を及ぼすものであり、特に給料体系は賃金の基本となるものであることを踏まえ、官民の人事管理の違いを考慮し、「給与制度の総合の見直し」については、慎重な運用を検討いただくよう関係機関に対し要望してまいりたい。

2 労働行政体制の拡充について

連年にわたる定員削減の影響を受け、非常に厳しい定員事情の中、職員が安全で健康的に働くことができるよう必要な定員を確保すべく、関係機関に対し要望してまいりたい。

3 労働基準監督署の組織・業務改革について

平成 30 年度の労働基準監督署における組織・業務改革が行われた結果、監督署の労災部署を中心に過重労働や健康被害が発生することがないよう問題の解決について、関係機関に対し要望してまいりたい。

4 労働時間・休暇制度の改善について

抜本的な業務簡素・効率化や仕事のやり方の見直し等、超過勤務を縮減するための具体策を講じたうえで職員の健康維持・増進及び勤務時間管理の適正化を図ってまいりたい。

5 非常勤職員の労働条件改善について

労働行政に対する国民の期待が高まる中で、非常勤職員なしには、行政体制を維持できないところであり、業務内容に見合った賃金、諸手当、休暇制度等、更なる労働条件の改善について、関係機関に対して要望してまいりたい。

また、専門的知識を有した期間業務職員は、当行政には必要不可欠であるので、「公募によらない採用」についても見直していただくよう関係機関に対して要望してまいりたい。